

函館市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公益社団法人函館市シルバー人材センターを対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成29年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 公益社団法人函館市シルバー人材センター
所管部局 経済部

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成28年度における函館市勤労者総合福祉センターの管理に係る
出納その他の事務

3 監査の期間

平成29年10月25日から平成30年1月25日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が適正に執行されているかについて、
都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員か
らの聴取および現地調査を行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定および管理に関する協定等の締結は適正か。

イ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ウ 指定管理者に対する指導、監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る経理は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されていたが、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 意見

指定管理者は、函館市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成15年規則第60号）で定める休館日のほかに、器材点検等のためとして毎月第3木曜日を休館日としており、市もその状況を認識しているが、何らかの届出によるものでもなく経緯が不明であり、函館市勤労者総合福祉センターの管理に関する協定書附属の要領にもその手続等に関する記載がないことから、市において取扱いを整理する必要があると思料する。